

なら 100 年会館友の会 規約

1：名称

本会の名称は、なら 100 年会館友の会（以下「友の会」という。）といたします。

2：目的

この会は、財団法人奈良市文化振興センター（以下「財団」という。）が管理・運営館において開催する自主・共催事業を通じて、会員へ優れた芸術文化をより身近に、そして気軽に提供する機会を増加させることにより、人づくり、地域づくりに貢献することを目的とします。

3：事業

この会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行います。

（１）個人会員特典の実施

財団が指定する主催事業の入場券の割引（１公演につき指定する枚数（２枚から４枚）まで、取扱いは当館のみ）

財団が指定する主催・共催事業の入場券の先行電話予約（１公演につき指定する枚数（２枚から４枚）まで、取扱いは当館のみ、座席指定なし）

なら 100 情報誌「ふれあい」を毎月郵送

窓口でのチケット購入方法の簡略化

財団が指定する会員限定に行うサービス及び情報の提供

その他財団が企画する会員限定の事業

（２）団体（法人）特典

１口につき、個人会員 1 人分の特典を受けることができます。

財団が指定する主催・共催事業の入場券については、枚数制限もあります。

なら 100 情報誌「ふれあい」を代表者あて毎月郵送。

4：友の会の組織

友の会会長はなら 100 年会館館長、友の会会員は個人会員および、団体（法人）会員で構成します。

5：事務局

友の会の事務局は、なら 100 年会館内に置きます。

6：入会及び退会等

（１）入会は友の会入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局へ提出、もしくは現金書留で郵送します。

（２）会員が事務局に届け出た住所・氏名等に変更が生じた場合は内容変更届、また

は退会するときは退会届を事務局へ提出します。

7：会員の資格について

会員が虚偽の申告、代金の未払い、その他規約に違反した時は、会員の資格を失うことがあります。

8：会費

(1) 友の会の会費は、次のとおりです。

個人会員 年会費(継続) 1,000円

年会費(新規) 1,500円

法人会員 年会費 1口(1,000円)で、10口以上

(2) 納入された会費は、どのような理由があっても返還しません。

9：会員期間及び更新

(1) 会員期間は、入会手続終了時より翌3月末日までとします。

(2) 会員の資格を更新する場合は、3月にお送りする更新手続書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に提出します。この場合において更新された会員の有効期間は、翌年の3月末日までとします。

10：会員証

(1) 会員には会員証を発行します。

(2) 会員証は個人会員本人、法人会員の代表者のみ有効とし、他に譲渡し、もしくは貸与してはなりません。

(3) 万一紛失、盗難、破損等した場合や、団体名・氏名・住所等を変更されたときは事務局への届け出が必要です。

11：経費

友の会の運営に要する経費は、会費、奈良市管理料などの収入をもって充当し、会報誌の郵送料等に使用します。

12：個人情報の取り扱いについて

友の会の運営により得た個人情報は、財団法人奈良市文化振興センターの個人情報保護方針により、関連法規、政令その他の規範を遵守して、取り扱いをするものとします。

13. その他

この規約に定めない事項については、会長が別に定めます。

附則 この会則は平成18年7月1日から施行します。

附則 この会則は平成19年3月1日から施行します。

附則 この会則は平成19年4月1日から施行します。